

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クロスモール近江八幡 近江八幡市土田町1357番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 オリックス不動産株式会社 代表取締役 北村達也 東京都港区浜松町二丁目3番1号 ほか3者
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁目401番地1 ほか5者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年9月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,982平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 459台
- 7 駐輪場の収容台数 39台
- 8 荷さばき施設の面積 228.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 58.7立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 6時30分から21時45分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和8年1月21日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地
  - (2) 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年6月3日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年6月3日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号